

平成20年6月1日初版作成  
令和5年12月1日一部改正

## 訪問看護ステーションマザー サービスご利用にあたり

訪問看護ステーションマザー サービス利用約款

〈別紙1〉

訪問看護ステーションマザー サービス重要事項説明書

〈別紙2〉

利用者負担説明書

〈別紙3〉

個人情報の利用目的

医療法人社団博慈会  
訪問看護ステーションマザー

## 訪問看護ステーションマザーサービス利用約款

### (約款の目的)

第1条 訪問看護ステーションマザー（以下「当事業所」という。）は、利用者に対し、介護保険法令、健康保険法令、高齢者医療制度に従って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、また安心して在宅療養生活ができるよう訪問看護サービス（医療保険における訪問看護・介護保険における訪問看護、予防訪問看護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が「訪問看護サービス利用同意書」及び「訪問看護サービス提供に伴う利用者負担に係る同意書」を当施設に提出した日から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、〈別紙1〉、〈別紙2〉及び〈別紙3〉の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができます。

### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく訪問看護サービス利用を解除・終了することができます。

### (当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問看護サービス利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が、介護施設や医療施設に入所、入院された場合
- ② 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納した場合には事業所は1ヶ月以上の期間を定め、期間満了までに利用料を支払われない場合には解除する旨の勧告をすることができます。  
この場合は事業所は利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画を作成した居宅支援事業所又は市、保健福祉サービス機関と協議し、居宅サービス計画の変更、介護保険外のサービス又は公的サービス利用等について必要な調節を行います。
- ③ 利用者が、当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ④ 天災、災害、事業所・設備の故障その他やむを得ない理由により、サービス提供が困難になった場合

### (利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問看護サービスの対価として、〈別紙2〉の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。

利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の定められた日（窓口支払・振り込みによる場合は当月20日まで、銀行引落による場合は当月27日）までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、別途協議の上、双方合意した方法によります。

3 当事業所は、利用者又は扶養者から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

### (記録)

第6条 当事業所は、訪問看護サービスを提供した際にはあらかじめ定めた「訪問看護記録」等の書面に訪問看護サービスの内容等を記入し利用者の確認を受けることとします。

2 当事業所はサービス提供に関する記録を作成し利用終了後2年間保管します。

3 利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾による場合の他、正当な事由が存在し、適正な使用目的と認められる場合に限り、これに応じます。

(賠償責任)

第14条 当事業所は訪問看護サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の損害を与えた場合にはその損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

2 利用者の責めに帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第15条 この約款に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議し定めることとします。

2 激甚災害等が発生した場合には、訪問看護をやむを得ず中断します。また予定訪問ができない状況もあります。

以 上

## (6) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日（但し国民の祝日、12/30～1/3を除く）
営業時間	08:30～17:30
緊急対応	当事業所は24時間連絡体制で対応しております。 緊急の場合、ご連絡いただければ、上記営業時間にかかわらず 当番看護師が相談に応じ、必要に応じて訪問いたします。

## 2. サービスの概要

- ・医療保険における訪問看護
  - ・介護保険における訪問看護・予防訪問看護を実施しております。
- 訪問看護サービスの内容、所用時間は利用者の状態により変わってきます。  
(介護保険利用者はサービス計画作成時に介護支援専門員にご相談下さい)

- ①病状の観察
- ②清拭、洗髪、入浴等による清潔の維持援助
- ③食事、栄養、内服、排泄に対する援助及び相談、指導
- ④褥瘡等の予防、処置及び指導
- ⑤リハビリテーション（四肢、嚥下、言語、呼吸）
- ⑥認知症患者の看護及び相談、指導
- ⑦カテーテル類の管理、吸引の実施
- ⑧血糖測定、インシュリン注射、点滴、酸素療法等医師の指示による医療処置
- ⑨訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがある

## 3. 要望及び苦情等の相談

当事業所の提供したサービスについての苦情相談を承ります。お気軽にご相談ください。また苦情の申し立てなどにより、不利益な取扱を受けることはありません。

### <相談窓口担当>

#### (名称及び担当者)

医療法人社団博慈会 訪問看護ステーション マザー  
管理者 岩村 哲子

#### (所在地及び連絡先)

静岡県静岡市葵区赤松8番地の16  
電話番号 054-200-5060

この他、市町村や国民健康保険団体連合会の窓口で苦情を申し立てることができます。

### <申立窓口>

静岡市介護保険課 TEL:054-221-1377  
国民健康保険団体連合会 TEL:054-253-5590

以上

□医療保険利用者負担金

訪問看護サービスに対する利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものです。契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

医療保険		料金	利用者負担額 (1割)	
基本療養費Ⅰ（1日につき）		週3日目まで	5,550円	555円
基本療養費Ⅱ（1日につき）※1		週3日目まで 同一日に2人	5,550円	555円
		週3日目まで 同一日に3人以上	2,780円	278円
基本療養費Ⅲ（1日につき）※2		入院中1～2回	8,500円	850円
訪問看護療養費（Ⅰ・Ⅱ）※3 （癌・褥瘡専門訪問看護料）		（適応時/ 月1回迄）	12,850円	1,285円
管理療養費（1日につき）		1日目	7,440円	744円
		2日目以降	3,000円	300円
難病等複数回訪問加算		1日2回	4,500円	450円
		1日3回以上	8,000円	800円
緊急訪問看護加算（1日につき）※4			2,650円	265円
長時間訪問看護加算（週1回まで）※5			5,200円	520円
24時間対応体制加算（月1回）※6			6,400円	640円
特別管理加算（月1回）※7		Ⅰ	5,000円	500円
		Ⅱ	2,500円	250円
退院時共同指導加算（適応時）			6,000円	600円
特別管理指導加算（適応時）			2,000円	200円
退院支援指導加算（適応時）			8,000円	800円
在宅患者連携指導加算（適応時/月1回迄）			3,000円	300円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（適応時/月2回まで）			2,000円	200円
複数名訪問看護加算（1日につき）		看護師、療法士等	4,300円	430円
早朝(06:00～08:00)・夜間(18:00～22:00)加算（1日につき）			2,100円	210円
深夜(22:00～06:00)加算（1日につき）			4,200円	420円
情報提供療養費（月1回）※8			1,500円	150円
ターミナルケア療養費（適応時）※9			25,000円	2,500円

※1 同一建物居住者への訪問看護に対する療養費です。

※2 厚生労働大臣が定める疾病や状態にある方が、入院中試験外泊時の訪問が必要と認められた場合の療養費です。

※3 一定要件を満たした悪性腫瘍・褥瘡のある方に、専門性の高い看護師と同一日に訪問した場合の療養費です。

※4 医師の指示や連携により緊急に訪問看護を実施した場合です。

<別紙3>

## 個人情報保護に対する取り組みについて

医療法人社団博慈会並びに訪問看護ステーションマザーでは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者の皆さまへの訪問看護の提供を通して、個人情報を取得し保有させていただいております。

当ステーションは個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。

当ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者様・ご家族の方への心身状況の説明、看護記録、台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また利用者の皆さまの個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ①病院、診療所、薬局、保健センター及びその他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所
- ②業者とカンファレンス等による連携、照会への回答
- ③施設への入所時等の連携、照会への回答
- ④保険事務の委託
- ⑤審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑥審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ⑦損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届け出等
- ⑧当事業所の管理運営業務のうちの基礎資料
- ⑨学生等の実習、研修への協力において個人名が特定されない形での提供
- ⑩外部監査機関への情報提供

以上